

換気方法追記など要望

業界別感染「県版」策定へ議論 予防指針

新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の39県での解除に伴い業界別に示された感染予防ガイドライン(指針)について、鳥取県の事情に即した「鳥取版」の策定に向けた議論が18日、始まった。意見交換会に出席した宿泊、飲食、理美容など県内各業界団体の代表は、全国版の指針にはない箇所の換気方法の追記や、指針を守るための費用負担の厳しさなどを訴えた。

既に全国版の指針が出て

鳥取県生活衛生同業組合(真理容生活衛生同業組合)▽「銭湯は生活に必要な施設。温泉施設との違いを周知してほしい」(県公衆浴場業生活衛生同業組合)などの声が出た。

県はホテル・旅館、飲食の2業種については21日にも県版指針を策定、公表したい考え。平井伸治知事は「持続可能な営業が続けられる下地をつくっていきたい」と話した。(岡宏由紀)

業種別の県への要望や意見

 ホテル・旅館業	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙ルーム、廊下、階段などの換気が全国版指針にはないので追記してほしい
 飲食業	<ul style="list-style-type: none"> 換気方法の工夫などで情報共有できる仕組みをつくってほしい 小規模店が多く、2m以上の間隔を空けるのが難しい
 一般公衆浴場業	<ul style="list-style-type: none"> 客同士の仕切りなど指針に対応した改装費が重荷になる 大型温泉施設と銭湯の区別がつかない人が多く、違いを周知徹底したい
 理美容業	<ul style="list-style-type: none"> 出張理容に対する指針の策定 組合加盟店以外の店にも指針内容を熟知してもらいたい
 クリーニング業	<ul style="list-style-type: none"> 検品は客側でお願いしたい

いるホテル・旅館、飲食の2業種に加え、理美容、一般公衆浴場、クリーニングの各団体代表が出席した。県旅館ホテル生活衛生同業組合の小谷文夫専務理事は「施設規模や築年数によって換気の工夫などはまちまち。他の施設の工夫が分かる情報共有の場があるといい」と提案。その上で喫煙所や廊下、階段などの換気方法が全国版には示されておらず、県版に明記してほしいと求めた。

の空道栄一郎理事長は「家賃など固定費がかさみ、客の受け入れも当初の半数となる中、指針に対応できる店舗は限られる」と指摘した。全国版の指針が策定されていない業界団体からは「ポケットにハンカチやマスクを入れたままクリーニングに出される人がいるが、検品はお客さまにお願いしたい」(県クリーニング生活衛生同業組合)▽「病院や高齢者施設に出張理容する際には施設側にも感染防止の対応をしてほしい」(真理容生活衛生同業組合)▽「銭湯は生活に必要な施設。温泉施設との違いを周知してほしい」(県公衆浴場業生活衛生同業組合)などの声が出た。

既に全国版の指針が出て

鳥取県生活衛生同業組合(真理容生活衛生同業組合)▽「銭湯は生活に必要な施設。温泉施設との違いを周知してほしい」(県公衆浴場業生活衛生同業組合)などの声が出た。

県はホテル・旅館、飲食の2業種については21日にも県版指針を策定、公表したい考え。平井伸治知事は「持続可能な営業が続けられる下地をつくっていきたい」と話した。(岡宏由紀)